

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 災害で損害を受けた場合の税法上の支援制度

東日本大震災にて被災された方におきましては、心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。今月は今回のような大震災などの災害により、住宅や家財に大きな損害を受けた場合に、税金の軽減や申告期限の延長といった適用が受けられる税法上の制度をご紹介します。

### 1. 雑損控除と災害減免法による減免（所得税）

今回のような大震災にあった場合、個人に用意されている税法上の支援制度として雑損控除と災害減免法による減免があります。いずれの方法でも損害を受けた金額に応じて、所得税の軽減や減免を受けることができますが、雑損控除は所得控除であり、災害減免法は税額控除となります。いずれか一方の制度しか適用できませんので、どちらが有利かどうか検討する必要があります。

なお今回の大震災の場合、平成23年度の所得税に対して適用されるため、還付を受けるのは来年となりますが、阪神大震災では損害を受けた年の前年分の所得税について軽減した特例が設けられましたので、今回の場合もそのような措置が取られる可能性があります。

#### 【雑損控除と災害減免法の違い】

種類	雑損控除	災害減免法
対象となる損害	所得控除 ・震災、風水害、冷害などの自然災害 ・火災、火薬物の爆発などの人為による異常な災害 ・害虫、害獣などの生物による異常な災害 ・盗難、横領	税額控除 災害によって受けた住宅や家財の損害金額(保険金等により補てんされる金額を除く。)がその時価の1/2以上の場合
対象資産	生活に通常必要な住宅・家財など（事業用資産やぜいたく品は除きます。） ・上記の資産の所有者は、納税者本人か、その本人と生計を一にする配偶者その他の親族（その年分の所得金額が38万円以下である場合に限り。）	住宅、家財
控除・減免金額	次のいずれか多い金額 ① 損失の金額－所得金額の合計額×1/10 ② 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※損失の金額＝損害金額（時価）＋災害関連支出－保険金等により補填される金額 ※災害関連支出とは、災害により損壊した住宅の取り壊し費用・除去費用や、災害の日の翌日から1年以内に支払った住宅・家財などの原状回復費用、損壊防止費用などをいいます。	・所得金額が500万円以下 ・・・・所得税額的全額を減免 ・所得金額500万円超750万円以下 ・・・・所得税額の1/2を減免 ・所得金額750万円超1,000万円以下 ・・・・所得税額の1/4を減免 ・所得金額1,000万円超・・・適用なし
繰越控除	控除金額が、その年分の所得金額から控除しきれない場合には、その翌年以後3年間控除額を繰り越すことができます。	原則1年でのみの適用
手続き	確定申告書に雑損控除に関する事項を記載すると共に、災害関連支出の金額の領収証を添付します。	確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して提出します。

### 2. 国税通則法による納税猶予

震災、風水害、落雷、火災等の災害により、納税者がその財産につき相当の被害を受けた場合には、納税者の申請に基づき税務署長等が納税を猶予することができます。相当な被害というのは、災害により受けた損失の額が全財産の価額の約20%以上となる場合をいいます。

#### 【国税通則法による災害により相当の損失を受けた場合の納税猶予の内容】

対象となる税金	・納付期限が災害を受けた日以後1年以内に到来する所得税、法人税、消費税、相続税など ・予定納税の所得税、中間申告の法人税及び消費税で、納付期限が未到来であるもの
猶予税額	納税者が申請した国税の全部または一部
猶予期間	・損失を受けた金額が、納税者の全資産の50%超である場合・・・1年 ・損失を受けた金額が、納税者の全資産の20%～50%である場合・・・8ヶ月 ・予定納税の所得税、中間申告の法人税及び消費税の場合・・・その国税の確定申告期限まで
担保	猶予税額の金額にかかわらず、担保は必要となりません。